

経済財政諮問会議

議 事 録

(平成 17 年第 9 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 4 月 27 日(水) 17:53~19:11
2. 場所：官邸 2 階小ホール
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	尾辻 秀久	厚生労働大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 特別会計改革について
 - (2) 社会保障制度の一体的見直しについて
 - (3) 歳出・歳入一体改革について
3. 閉会

(説明資料)

- 特別会計の改革について(有識者議員提出資料)
- 社会保障給付費の伸びの管理について(有識者議員提出資料)
- 社会保障制度の一体的見直しについて(尾辻臨時議員提出資料)
- 出・歳入一体改革について(有識者議員提出資料)

(配布資料)

- 各特別会計の改革案(有識者議員提出資料「特別会計の改革について」(別添 2))

(本文)

○議事の紹介

(竹中議員) 総理が少し遅れられるようでございますが、今年 9 回目の経済財政諮問会議を開催させていただきます。

本日の議題は、まず、「特別会計改革について」でございます。続いて尾辻大臣にお出でをいただきまして、「社会保障制度の一体的見直しについて」、そして 3 番目に、「歳出・歳入一体改革について」の御審議をいただくことになっております。

○特別会計改革について

(竹中議員) それでは、特別会計の審議でございますが、これまでに各府省から提示をされました改革案がございます。これを踏まえて、今後の改革の方向性について、まず民間議員から資料が提出されております。本間議員お願いします。

(本間議員) それでは、私の方から説明をさせていただきます。

今、大臣の方からもお話がございましたけれども、特別会計改革については、「基本方針 2004」において中期的な抑制目標を設定するとされたことを踏まえて議論を始めたものである。

特別会計を所管している各府省にキャッシュフロー分析をお願いし、それを解析したのが、「特別会計の改革について」のペーパーであります。

我々としては、こういう試みがなされたということは初めてのことでございまして、特別会計の予算管理のイノベーションということで高く評価いたしましたと考えております。

そこで、このペーパーの背景を、お手元の別添の資料 1 に基づきましてお話をさせていただきますと思います。1 ページ目は、今申し上げましたように、特別会計で行う事業ごとの成果目標・中期的な抑制目標を設定し実施するという、具体的な改革工程を示すという狙いのもとで、これまでの経緯をまとめたものであります。

内容につきましては 2 ページをお開きいただきたいと思っております。この将来試算についてだが、私は、財務省理財局の資金運用審議会で財投機関に対しまして、政策コスト分析を過去数年やっております。この分析手法を特別会計に応用したというのが今回の報告であります。この政策コスト分析を応用するときのケース分けについてだが、今、続いている事業は今後もやるとして、新規事業を全く行わないと仮定したときに、特別会計の将来収支がどのような推移を示すのか。そしてその将来収支の帰結として、バランスシートがどのような状況になるかというのがこの基本ケースであります。

それに対しまして、現状維持ケースというのは、これまでやってきたような事業を継続する際に起こってくるキャッシュフローとバランスシートの変化を資産・負債で追求しているというのがこれであります。

それから、今回出していただきました改革ケースというのは、「基本方針 2004」

に基づいて改革案を織り込んだときに、キャッシュフローというものが一体どうなるか、あるいはバランスシートがどのように変更されるかということで、これをまとめております。こういう作業をするということは、各事業の内容及び一般会計からの繰り入れや今後の改革に当たる重要な情報を与えるということであり

ます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。この 3 ページの「4. 試算結果」には、改革を行った場合に、これまでと同じペースで事業を維持していった場合に比べて歳出総額を抑制できる特別会計が「1.」でございますし、それから改革を行った場合に、一般会計からの繰り入れを抑制できるというのが「2.」の各会計であります。それから、借入金を縮減できるという形での合理化が進むケースが「3.」のところの特別会計にまとめられております。これらは良いケースであるが、十分に検討しなければならないのが、「4.」のところと次のページの「5.」のところでございます。

「4.」は、基本ケースでも将来的に発生するコストが非常に悪化をしていくというもので、厚生保険特別会計などがあります。

また、これとは逆に、今閉じたとしても資産が負債を上回るのが財政融資資金特別会計、国有林野事業特別会計などである。これをどのように解釈し、改革につなげていくかというような情報がこれによって与えられております。

こういう試算を継続していくということは、それぞれの会計の特徴を理解する上で非常に重要でありますし、事業の不断の見直しと併せて政府の規模にかかわってくるものでございますので、ぜひこれを定着させて予算の査定等に財務省・各省庁がこれを使っていただきたいというのが我々のお願いでございます。

それから残念なことでありますけれども、31 の特別会計がございますけれども、2 つ特別会計からは資料をすべて出していただいております。申し訳ございませんけれども、こういう交付税及び譲与税配付金特別会計、あるいは道路整備特別会計、これは今後も我々お願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと考えております。

以上、我々としましては、これを今後の特別会計の抜本的な改革のために、ぜひ活用していただきたいということと、もし恒常的に余剰、あるいは歳出面の対応ができずに歳入欠陥が起こるようなものについては、事業の見直しと併せて独自財源のあり方についても検討すべきだというぐあいに考えております。

以上です。

(竹中議員) 御意見ある方はどうぞ御議論ください。谷垣大臣。

(谷垣議員) 今、本間先生から御説明いただいたことに、私の考え方を申し上げる前に、今日、財政融資資金特別会計の財政投融資問題調査研究経費で予算と執行の乖離がある、架空計上があるというような報道がございましたが、この研究経費は特定の研究会のための経費というわけではございませんで、その時々

の財政投融資の諸問題について研究会や委嘱研究などを通じて調査研究を行い、財投制度の充実を図るための経費でございますので、これについては予算の範囲内でこの

経費の趣旨に沿って、例えば15年度では財政融資資金における地方公共団体の財務内容等の調査方法に関する委嘱調査とか、平成16年度でも地方公共団体向け財政融資のあり方に関する検討会、それから欧米における財政投融資類似制度の最新動向の委嘱調査というような適切な執行を行っておりますので、架空計上というような指摘は全く当たらないものと考えております。

本間先生の御説明、これを引き続き継続せよと、それから予算編成等に活用せよとのお話でしたが、ちょっと私、実はまだよくわからないところがございます。

例えば基本ケースとして、いわゆる清算ベースで債権債務関係を整理する場合のバランスシート試算ということではありますが、多くの民間企業でも、こういう試算をすれば、当然、負債超過の結果となると思う。

こういう基本ケースの計数にどういう意味であるのかということは、私もうひとつよくわからない点がございます。

それから、多くの特別会計でも現状維持ケースと改革案との間で計数上の差がなかったりしている場合があります。あるいは改革ケースで収支が改善しているものを拝見しても、収入が1割増えるといった一方的な前提に立ったものであって、改革案との関連性がということなのかははっきりわからない。どういう点を捉えて、将来の改革が数値で示されたというふうに理解をするのかというような点が、もう一つ私はピンとこない点がございます。

従来からも申し上げてきたところですが、機械的に前提を置いた収支の見通しという試算を行っても、これはやや現実と離れた仮定計算で将来戦略を論ずることになりはしないか。特別会計改革の本質から見てどういう意義があるのかというのが、正直言ってピンとこないということがございます。

今後毎年継続するということは今日伺ったわけですが、こういう御提案を論じるのであれば、まず関係府省を交えて、今回の試算をどう役立てることができるのかとか、コストと便益の分析とかというのをまず行う必要があるのではないかと。継続するのがいいということまでは、胃の腑に落ちていないところがございます。

試算に対する私の評価というのはそういう段階でございますので、どういうふうに予算査定に活用していくのかということも、現段階ではなるほどという感じにはなっておりません。また、連結財務書類を年次報告書として公表するということは既定方針でございますが、それ以外の要素も加えて年次報告書をつくっていくということであれば、これもかなり議論が必要ではないかと思えます。

それから、歳出額や一般会計からの繰入額についても、数値目標を示すべきであるという御提案もございますが、これについても国債整理基金特会の歳出は過去の国債発行に対応する償還費等でございますから、その抑制のための数値目標というのは、当然のことながら、国の財政の健全化に資することになるのか、数値目標の設定は現実的では余りないのではないかと、意義が余りないのではないかとというような感じがいたしまして、むしろ数値目標を立てることの意義は何なの

かという点をお示しいただいたら、それはありがたいと思っております。

したがって、予算査定をする立場としては、こうした手法でといっても、どういふふうにしたらいいのか正直言って途方に暮れているということでございます。ただ、事務・事業の個々の特別会計はそれぞれ特性がございますから、事務・事業の必要性を丹念に検証して、社会情勢、経済情勢の変化に合わせて見直していくということは、私もそのとおりだと思います。こういうことは個々の特別会計についてのヒアリング等も踏まえ、また、今までの分析や御提言も踏まえてやっていきたいと思っております。

(竹中議員) 麻生大臣どうぞ。

(麻生議員) 特別会計はそれぞれ性格が違うというようなお話は、今、谷垣大臣からも出ておりましたけれども、私ども総務省の所管しております交付税特別会計というのは、特定の事業の収支を経理するという事業特別会計とは性格が全然違いますので、いわゆる整理区分をやりますという種類の特別会計なんです。

したがって、特別会計の歳出額とか一般会計からの繰入額等々の数値目標で論議する話とは少しここは違っているような気がします。したがって、数値目標というとなかなかどうかというのが私の率直な実感です。

(竹中議員) 本間先生お答えください。

(本間議員) 実は資金運用審議会でも政策コスト分析を導入するに当たりましてはいろいろ議論がございまして、これは政策金融を担当している機関のパフォーマンスをキャッシュフローの観点から分析して、主計局と協力しながらどのような形で資金を付けていくかと、こういう流れの中で出てきた分析なわけですけれども、やはり特別会計も、複数年度でずっと継続的にやる会計でございますから、自然体でこれを続けていったときにどうなるかということを、定量的に把握していくということは有用な情報であろうということから、これを政策的な事業も、管理的な会計の部分のところも含めて、これを一度やってみようというのが今回お願いをしたところでございます。

したがって、先ほど財務大臣の方からもお話が出ましたけれども、想定の問題ですとか、いろいろ改善すべきテーマがございます。しかし、これを継続的に続けていくことによって、何が効いてこういう変化が起こっているかとかを把握し、一般会計の繰り入れを変化させたときの正当性をきちんと国民に理解をさせて、十分な説明責任を果たしていくというようなことは、やはりやっていかなければならないと思いますし、毎年毎年やっていることを積み上げていくと収支で赤になっていくのか、あるいは黒になっていくかということは、特別会計に収入サイドでそれが適正かどうかということのまた、これは判断する大きな材料になりますので、これですべて予算査定に活用される云々ということではなくて、その事業、あるいは管理会計的な正当性を一度きちんと見直し、政策目標における精度の向上を、これを活用しながらやっていくということが、予算管理のイノベーションにつながっていくというのが我々の問題意識である。

したがって、御指摘のとおり、これをどういう形で活用していくか、ある

いは分析を向上させていくか、これは各省庁とまた内閣府の方、あるいは諮問会議の方と事務方のレベル、あるいは私達のレベル等でもう一度きちんと議論をさせていただいて、今後の活用の仕方についても、ぜひうまくやれるような、実務的にもものめるような形での合意というものを形成していきたいというふうに思っております。

(竹中議員) それでは、時間の関係でとりまとめますけれども、政策コスト分析の視点で、このキャッシュフロー分析は、特別会計をファイナンス論の立場に立って初めて見たという意味で、これは確かに意味のあることなんだと思います。

しかし、同時に今日幾つか問題点が提起されましたように、これを一体どのように活用できるのかというような点、特別会計と言っても性格が違う、数値目標になじむもの、なじまないものがあるはずだというような点、場合によっては関係省庁を交えてもっと話し合うべきではないかというような点、そうした点があると思いますので、まず私の方から、民間議員にお願いとして、第一歩として、こういう試みが大変興味深いということは、恐らく皆さん一致していると思いますので、これはどういう含意があるのかということをもう一度精査していただいて、その上でまた報告をしていただいて、必要であれば関係府省でまた勉強会を開くとかという道もあると思いますので、そのプロセスに入っただけですしょうか。いずれにしても、こういう試みを初めて提示してくださっていますので、その含意についての作業をぜひお願い申し上げたいと思います。

(本間議員) 貴重なデータをいただきましたので、これはインターネット等で開示させていただいて、これは民間の分析者も、このデータが非常に欲しいという要請もありますので、特別会計のマネジメントの向上の点でも、ぜひ情報公開でさせていただくということもお許しをいただきたいというふうに思います。

(谷垣議員) 今年はそういうことを、各省から改善策を募られたわけですから、それは結構だろうと思います。

(竹中議員) では、そのようにお願いしたいと存じます。この点について、総理、よろしいでしょうか。

(小泉議長) いいですよ。

(竹中議員) はい、わかりました。

それでは、社会保障の問題につきましての議論に移りたいと思います。今、尾辻大臣がいらっしゃる予定でございます。

(厚生労働大臣入室)

○社会保障制度の一体的見直しについて

(竹中議員) それでは、民間議員からペーパーが出ておりますのでお願いを申し上げます。

(吉川議員) それでは、私から「社会保障給付費の伸びの管理について」という民間議員のペーパーを御説明いたします。

皆様方御存じのとおり、日本はスペインとイタリアと並び、高齢化が極めて急

速に進んでいく。その中で社会保障給付がどんどん伸びていくわけで、これを何とかマネージしていかなければいけない。諮問会議でも再三議論してきたが、社会保障がかかわる重要なポイントとして、「安心」ということがあるわけですが、その重要な要件は、システムが持続可能であるということである。

そうした意味で社会保障の給付というのを持続可能な形で管理していく必要があると考えているわけですが、我々のペーパーでは、まず第一に、基本的な考え方を述べております。給付を管理していかなければいけないわけですが、社会保障は給付だけでなく、その裏には当然負担がある。負担というのは所得にリンクしている。

国全体の所得、いわば財布は名目 GDP であるから、それを超えていつまでも膨らんでいくことはできない。それでは、持続可能性は維持できない、こういうことが基本的な考え方としてあるわけです。

そこで GDP というマクロの指標を 1 つの基準として考える。それを物差しにする。その上で、目標を立てる、実行する、そして評価をする、それを反映させて次のアクションにつなげていく。よく言われるそうしたサイクルにマクロの指標を用いなければいけない。日本の現実として、今後、高齢化が進んでいくわけですが、高齢化が深刻になる前に、なるべく早くアクションを起こすということがこの問題を解決する上で非常に大切だ。これはよく指摘されることで我々もそのように考えているわけです。

また、総額の伸びの抑制と併せて優先順位を検討する。限られた財源で高いところに配分がなされるように努める必要がある。これは当然のことです。

こうした基本的な考えを踏まえて、具体的にどのような対応策が考えられるかということで、諮問会議で、我々は以前にマクロの指標として GDP を提案した。そのときも厚労大臣といろんな議論があったと思いますが、意見の一致を見なかった。そこで、竹中大臣から、もう少し具体的にどういう指標があるのか検討してもらいたい、という宿題を出していただいたと我々は考えております。

そこでさらに考えてみたもの、すなわち宿題に対する答えということになるんだと思いますが、これは 2 枚目に参考の別紙ということで付けております。前回は名目 GDP の成長率ということでしたが、本日は「高齢化修正 GDP」という考え方を提案しているわけであります。細かいことは紙に譲りますが、今後しばらくの間、日本では高齢化が急速に進むわけですが、高齢化が進行している間は、高齢化の進行を加味したマクロの指標を提案しています。わかりやすく言えば、高齢化が進行している間は名目の GDP の伸び率よりハードルを下げると言うんでしょうか、少し緩めのマクロ指標ということになっているわけです。やがて高齢化も収束しますので、安定した状態になれば、その後は名目 GDP の伸び率に一致させるという、そういう指標であります。

こうしたマクロの目標を「骨太の方針」、「基本方針」等に明示して、実績と乖離した場合には、厚生労働省は理由を説明し、是正策を講じる必要がある。また、特に医療・介護については「5 年計画」を策定していただいて、ここにあ

るような対応策を考えていただきたい、こういうことを言っております。

医療保険について再度述べますと、マクロの指標で抑えるという時に、私たちは医療の給付を抑えていくことを提案しているのではないということです。これは大臣にも御理解いただいていると思います。

医療の問題というのは年金よりもはるかに複雑な問題であって、きめ細かいミクロの積み上げが必要だということは我々もよく理解しております。しかし、厚生労働省も医療費の適正化ということを行っているわけですから、適正というときには、マクロの物差し、それと突き合わせなければならない。

ミクロで積み上げをやりますというだけでは、努力はしているんです、ということでは終わってしまう。ミクロで十分に積み上げをしていただいて、それを数年に一度マクロの指標と突き合わせて、それをフィードバックして、またミクロのきめ細かい政策を考えていただく。この繰り返しをやることによってしか、高齢化の中で社会保障の給付を持続可能な形でマネージすることはできないだろうと考えている。ミクロのボトムアップ、それとマクロの指標との突き合わせ、両方やる必要がある。そういうことであります。

以上です。

(竹中議員) それでは、尾辻大臣お願いします。

(尾辻臨時議員) 今日また改めて、医療費を中心にしておりますけれども、社会保障給付費の伸びを、名目GDPを基本とするマクロ経済指標の伸びに基づいて管理するという考え方が、社会保障給付費というものになじむかどうか疑問であるということ、まず冒頭申し上げなければなりません。

そこで、今日は2点申し上げておきたいんですが、まず1点是对GDP比で見ますと、この医療費、欧米先進国に比べて必ずしも高い数字にあるとは言えない。まず、このことは基本的に認識をしておいていただきたいということが1点であります。

2点目は、医療は保険の世界であります。医療保険でありますから、当然、必要な診療というのは保障するという保険の基本的な機能を維持しなければならない。そのことは基本にまた据えなければいけない。

医療保険の世界だという、ここをまたもう一点申し上げたいと思います。この2点をまず冒頭申し上げておきたいわけでありまして。

そこで今日お出しした資料でございますけれども、「社会保障制度の一体的見直しについて」というのを今日また出してあります。

まず、1ページ目に何を書いているかと言いますと、これは過去の医療費の伸びをここで書いてあります。ここでぜひ理解をしておいていただきたいことは、医療費の伸びにはいろいろ要素があるんですけれども、ひとつどうしてもというところがありますのは、医療は日進月歩の世界でありますから高度化をいたします。その高度化に伴う自然増というのが大体毎年3%程度ある。日進月歩の医療に対応することを考えると、これはちゃんとせねばならない部分。

したがって、我々は、そうしたものを見込ながら、ずっと制度改正、あるいは

また診療報酬の引下げというのを私どもは努力をしてきたということは申し上げなければならぬわけでありませう。

また、経済成長率が低い時期は、結果的に GDP の伸びを上回ってしまうことがありますけれども、逆に、経済成長率が高いときには、逆なことが起こる。時によっては、甘い目標になることもある。

例えば、昭和 60 年から平成元年度の景気のいい時は、名目 GDP の伸び率が 6.2% に対して、医療費の伸び率は 5.5% でしかない。これが不況期になるとまた逆になると。こういう面があるということをこの 1 ページ目でまず申し上げておるわけでありませう。

少し飛ぶんですが、資料の 5 ページ目を見ていただきたいんです。ここで過去 10 年間の医療給付費の推移を書かせていただいております。

制度改正は全く行わなかったとしたら、医療給付費はこの 10 年間で、50% ぐらい増加しておるのであります。これを患者負担の見直しとか、いろいろな制度改正を行って給付費を 26% 縮減したことを示している。

次の 6 ページ目を開けていただきたいんですが、主要先進国における GDP と総医療費の伸びの図であります。実はこの 10 年間で我が国は医療費の伸びが最も低い水準になっておるわけでありませう。

名目 GDP 成長率が低かったために、経済成長率との関係では、民間議員の御指摘のような言い方にもなるのかもしれませんが、むしろ、このところの 10 年で言うと、名目 GDP の成長率が低かったことに色々な原因があるのだということをお示ししておるわけでありませう。

そうした過去のことを申し上げた上で、今後の医療費適正化に向けて私どもがどう取り組むかということでありませう。この中で今日申し上げたいのは、やはり医療費の水準に都道府県ごとに大きな格差がありますから、そういった地域特性を踏まえながら適正化を図っていきたくて考えており、医療費適正化計画を都道府県ごとに策定するということを今、検討いたしております。これによって計画的なチェックも可能になるものでございませう。医療費適正化計画は病気の予防と医療提供体制の効率化を通じて国民の生活の質、QOL の向上を図るものでありまして、持続的な医療費適正化の効果を持つと考えております。

具体的には、生活習慣病対策を推進、医療機能の分化・連携の推進、平均在院日数の短縮、更にまた地域における高齢者の生活機能の重視、といった点を重視して、都道府県ごとの取組みの目標を設定するということを申し上げたように考えておるわけでありませう。

こうした地域の実情に応じた形で医療費適正化に計画的に取り組んでいきたいということを考えておりまして、これは既に申し上げたかと思っておりますけれども、こうした取組みの効果で 2025 年まで医療費を 7.7 兆円、医療給付費を 6.5 兆円適正化できるという試算をお示したところでございませう。3 月 25 日の諮問会議の場においてお示しをいたしました。

こうした中長期的な取組みに加えまして、公的保険給付の内容及び範囲の見直

し、短期的に効果のあらわれる取組みについても時期医療制度改革のとりまとめの中で検討してまいりたいと思います。すなわち、長期、中期、短期にわたって、効果的に対応できるように国民の皆様の理解を得ながら、医療費の適正化に改めて全力で取り組んでまいりますということを申し上げたいわけでございます。

そこで最後に 2 点つけ加えさせていただきたいと思います。

まずは、本日の民間議員ペーパーに対することでございますが、今日お聞きをいたしましたから、更に詳しく検討させていただかなければなりませんけれども、今日ぱっと見せていただいたところでの印象を述べさせていただきますと、社会保障給付費については、名目 GDP の伸び程度で抑制しようという考え方に問題があることは冒頭申し上げたが、老人医療以外の部分も含めて GDP の伸びの枠におさめることが可能であるか。

高齢化に伴う医療介護費増についても高齢者数の増加分に全国民の平均的一人当たりの医療費を掛けて計算してありますけれども、これが現実可能かどうか。このペーパーの中でもたしか述べてあったと思いますけれども、老人医療費と全体の平均値との差というのは、今、お示しいただいたペーパーでも 4.7 倍なのであるから、この 4.7 倍あるものを一人分だけで何とかしろと言われてもとてもそれは現実的ではないと言わざるを得ないわけでございます。

ちょっと見せていただいた問題点を指摘させていただいたわけですが、今日お出しいただいたペーパーにつきましては、申し上げましたように、更に検討を深めさせていただきたいと思います。

それから、もう一点だけ申し上げたいことは、4 月 7 日の諮問会議において報告をされました「骨太の方針 2004」に対する点検結果についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、私ども毎年大変な思いをして経済財政との調和を念頭に改革に取り組んでまいっております。それにもかかわらず、取組みが全く行われていないとされたことは、これは残念であります。このことを最後に申し上げまして、私どもとしては、社会保障給付費の適正化等に今後更に努力していく。これはいつも申し上げておることでありまして、そのことを改めて申し上げます。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは、どうぞ効率的に御議論をいただきたいと思います。奥田議員。

(奥田議員) 今、大臣のお話と齟齬しているのかどうかよくわかりませんが、今後、歳出改革というものは当然検討していかなければならない。その中で非常に大きな割合を占める社会保障分野、特に医療・介護分野、これでどれだけ効率化、重点化ができるかということがポイントになると思います。そのためには、今後の少子高齢化の動向も踏まえた目標と計画を立てて、給付水準を管理していくべきだと、こういうふう考えております。

民間企業の実態というのを言いますと、さまざまなコスト削減の取組みは行っておりますが、その際は、経済の伸び、これは企業で言いますと売上高に相当すると思いますが、それに基づいて目標を決めるということも行っておりません。

現在の、あるいは予定される売り上げでも十分な利益が確保できるようにコストの削減目標額を決めて、その実現に向けて各部署がいかに努力するか、こういうのが各企業で行われている削減の方向であると、こういうふうに考えております。私は、適正化とは、何らかの目標を置いて計画的に取り組んでいくということ。つまり、管理することと同じであると、こういう認識をしております。数値目標の水準については、これは様々な意見が出て当然だと思いますが、適正化ということについては、何らかの目標を置いて、やはり P D C A ということでこのサイクルで管理すると、こういう認識では、多分、尾辻大臣とは一致しているのではないかと、そういうふうに私は確認をさせていただきたいと思います。その上で、どのように管理をしていくかということ、具体的な議論を進めていくということがこの問題については必要ではないかと、こういうふうに考えております。

(竹中議員) 谷垣大臣。

(谷垣議員) 財政の面から申し上げますと、社会保障関係費は、現行制度のままですと毎年 1 兆円程度の自然増が見込まれるということでありまして、平成 17 年度予算では初めて 20 兆円を超えまして、一般歳出の 43.1% ということになりました。私としては、社会保障の規模を国民経済の身の丈に合ったものにしていくためには、孫悟空の頭のように、鉄のたがをはめてギリギリと絞めなければと言うと、尾辻大臣に叱られるかもしれませんが、それが必要であると思っております。

国民が社会保障に対して不安を抱いているのは、これはなぜかと言えば、このままでは社会保障の給付と負担のギャップがますます拡大して行って、続けられるのかという点ではないかと思えます。こういうギャップについて、給付と負担の両面からどういうふうに解消していくのかという具体的な目安を示していかないと国民の不安感の解消ということにつながらないのではないかと。つまり、国民が負担できる水準を見極めながら、社会保障給付について、経済・財政との関係を踏まえた中期的な伸び率目標というものをつくっていくことが必要であると私は考えております。民間議員からは、先日来、名目 GDP 等のマクロ指標を基準に給付費の伸びの目標をつくって、個々の制度の改革によって、これを実行するんだという御提案でございますが、これは前に議論されていた制度としての伸び率管理というのとは違ってありまして、社会保障給付を抑制するための、いわば政策的なコミットメントということではないかと思う。

それに対して尾辻大臣からは、マクロ指標でのみ管理することは難しいという御指摘があるわけですが、一方、給付の適正化は必要であるということ自体は当然の前提とされているというふうに今日も伺いました。また、厚生労働省では、実際に個別制度の改革を行うに当たっては、保険料をどの程度まで負担していただくことが可能なのかという点を意識しながら、常に議論を行っておられるのだらうというふうに思います。財務省も、結局、税負担との関係で社会保障の支出をどう取り扱うか、これは毎年考えざるを得ないところでございます。

大局的に見れば、厚生労働省も、財務省も、保険料や税の背後にあるマクロ経済との関係を意識しながら社会保障の問題に取り組んでいるわけでございますか

ら、こういったことを踏まえれば、引き続きこの問題について建設的に議論をまとめ上げていくことは可能ではないかと思えます。

それから最後に、改革のスピードが重要だという点は、もう一回申し上げたいと思えます。

(竹中議員) 麻生大臣。

(麻生議員) 伸び率の管理については、地方のおきましても、介護保険とか、国民健康保険があり、非常に大きな影響を与えるところである。給付費の伸びを何らかの形で管理するということが有効な手段だと、手段の方法まではわかりませんが、これは大事なことだと思っております。

また、厚生労働省提出資料の 3 ページ目のところの上から 2 段目「○」がついております。「『医療適正化計画』（仮称）の策定」のところを、単純に読みますと、医療適正化の責任というのは都道府県にあるような印象を受けるのですが、医療の適正化の第一義的な責任というのは、これはどう考えても診療報酬制度など、基本的な枠組みを決定するという国にあるということだと思っておりますので、そういう考え方に立った制度設計をしていただきたいと思いますと思っております。

その 2 段下の後に「（注）」が付いておりますけれども、国民健康保険の都道府県負担が、医療費の適正化を目的とするという意味の記述のように見受けられますけれども、これはもともとは三位一体改革の一環として、昨年末に国民健康保険財政の安定化のために、都道府県との役割ということに関して、権限の強化のために行ったものですので、これは適正化を目的としたものではないと記憶をいたしております。

いずれにいたしましても、こういった書類が出ますと記述のところだけひとり歩きいたしますので、地方が国に対して不信を持つようなことを募らせるような感じで捉えかねない表現は、そういう意図がないにもかかわらず、後々の手直しが非常に手間暇かかりますので、その点は御記憶をいただければと存じます。

私の方から以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは、尾辻大臣にお答えいただいてよろしいでしょうか。

(尾辻臨時議員) まず、麻生大臣の今のお話で、後半の部分は趣旨を十分理解していないところがありますので、また改めて申し上げたいと思えますが、最初の方のことについてだけは一言申し上げておきたいと思えます。

厚生労働省がどうしてこういう言い方をしているかと言いますと、医療費の地域格差というのが極めて大きいという 1 つのことがあります。平均値に都道府県別で言いますと 1 人当たりの医療費がプラス 15 万円からマイナス 15 万円まで、30 万円の差があるといったようなところがあるということを申し上げておるわけがあります。

その上で、医療計画は都道府県に作成をお願いしております。つくっていただいているので、医療費の適正化というようなことについても、都道府県のそれなりの役割というのがあるだろうということで、こういう記述になっているんだと

いうことを御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、GDPということになりますと、いろんな見方がどうしても出てくる。申し上げましたように、GDP比で見て各国との間に医療費がどうなるんだろう、という議論にもなる。また、私がこの民間議員ペーパーを見て感じますことは、高齢者の一人当たりの給付額ということに着目していただければまだしもなんでありませうけれども、いきなり全国平均の一人当たりの給付額ということでは、これは余りにも非現実的であって、最初から無理だという話になってしまうということは申し上げたいというふうに思います。先ほどからのお話を伺って、まずとりあえず申し上げたいのは以上のことでございます。

(竹中議員) では、ちょっと手短に吉川議員どうぞ。

(吉川議員) 手短に申し上げます。私たちが提案したマクロの指標について、細かい技術的なことは若干大臣との間に誤解があるが、それはそれとして後ほど詰めるとして、まず第一に、社会保障の改革というのは、将来、未来のことであるわけです。もし高齢化がなければ、それはまた別の話ですが、現在、例えば医療費のGDP比が国際的に比較したときにそう高くないと言っても、今後我々は大変に急速な高齢化を迎える。いわば荒波が来る、これをどう乗り越えるかということであるわけです。

大臣は先ほどからミクロのきめ細かい政策を言われている。そのことに対して、私たちは反対どころか賛成であります。ぜひとも、そういう効率化を進めていただきたい。しかし、今回出していただいた試算でも、そうしたことによって6.5兆円の給付削減効果があるということですが、それで十分だとは恐らく考えていらっしゃると思うのです。

もしこれだけであれば、負担の増加ということが必然になるわけです。では、負担は所得、国全体の財布であるGDPに連動する。もちろん公的な負担の増加を国民にどんどん求めていけば、これはまた別の道だと思いますが、私たちの立場は、国民に負担を求めるといっても、国民全体の財布の大きさとの相談になるだろうというものです。国民全体の財布の大きさは、詰まるところGDPである。

したがって、大臣が今日御説明になったような、きめの細かい医療に対する改革を進めていただく。それによって医療費の適正化を図っていただく。しかし、5、6年に一度マクロの指標と突き合わせて、それがうまくいっているかどうかをチェックする、そういう作業が必要である。これが私たちの提案です。ぜひとも厚生労働省にも、どのようなマクロ指標がいいか、お考えいただきたい。それが建設的なことだと思います。マクロの指標と突き合わせること自体、嫌だというのはぜひとも変えていただきたい、と私たちは思っている。

(竹中議員) 尾辻大臣どうぞ。

(尾辻臨時議員) 一言だけ言わせていただきたいと思いますが、今日やっとの思いで介護保険法の見直しが衆議院の委員会に上げていただきました

その間にいろんな議論がありましたけれども、先程国民の皆さんの社会保障に

対する心配はというお話があったので、そのことで申し上げますと、これは野党の皆さんだけじゃなくて、与党の皆さんもずっとおっしゃったことは、やはり必要な給付はちゃんとやってくれよということ、今までホームヘルパーさんに来てもらっていたのを、今度見直しによって、お年寄りのところに来れなくなるということはないかと、繰り返し質問がありました。

国民の皆さんの社会保障に対する御心配というのは、非常にそういうところにも強いということを改めて申し上げて、今日の最後の私の確認答弁でも、民主党は賛成に回ってくれました。賛成に回ってくれてありがたかったんですが、そこで賛成に回るに当たっては最後に大臣確認答弁で、これだけはきっちり答えてくれないと賛成に回れないぞと言われた、その確認の最後の確認も、やっぱり必要な給付はちゃんとやるんだなということを強く言われたという、国民の皆さんのお気持ちというのがその辺にあるということだけは最後に申し上げておきたいと思えます。

(竹中議員) これまで実は、この問題は3回ぐらい議論をしてきまして、交わりそう度、なかなか交わらない点はまだあるわけですが、今日、民間議員ペーパーの提案以外にも御発言として、奥田議員からは、適正化と言う限りは目標を決めて管理することが必要なのではないか、谷垣大臣からも、負担できる水準というのはあるわけで、給付の適正化について何か合意できる枠組みをつくることはできるのではないか、麻生大臣からも伸び率の管理というのは何らかの形で管理することが必要なのではないか、というような観点からのお話があったところでございます。

現場を預かれる尾辻大臣としては、これまでも重ねて必要な積み上げというのがあるんだということを強調してこられた。一方でマクロのGDPによる管理というのが必要だという御意見がある。今日の民間議員の提案というのは、ある種マクロのGDPを基本にしながらか、必要な積み上げの重要な要素である高齢化の指標、まさにミクロの個別の指標を織り込んだ1つの提案としてなされているわけでございます。

これは繰り返しますが、現場を預かれる大臣としての御懸念というのは、これは大変重要なものだと思うんですが、これは、やはりどこか平行線を交わせるために、マクロの中にミクロの要因をうまく入れてどういうことが可能か。これはぜひ何かやはりつくろうということ、ぜひ合意をできればさせていただきたい。

具体的な御意見を大臣からも、また厚生労働省からも賜って、民間議員からも引き続き可能な知恵を出していただいて、何とか交わせる方向にもっていただければ思うんですが、そういう作業をお互いに続けるということではいかがでございましょうか。

(尾辻臨時議員) 今日申し上げたように、名目GDPの伸びというのは、どうも私も引っかけるところがあるのでありますが、大きな流れとして、私共も抑制をするということは当然のことだというふうには申し上げておるわけでありまして、

どこかでそれが交わる点があれば一番いいというふうには思っておるところであります。

(竹中議員) 今日の修正 GDP の提案も参考にしながら、何らかの枠組みをつくるということ、ぜひこの諮問会議の方向として、引き続き御検討をいただくということによろしゅうございますでしょうか。

(尾辻臨時議員) はい。積み上げていくのと何か交わる点があればいいということ、これは当然のことでございます。

(竹中議員) 麻生大臣。

(麻生議員) ある程度地方の話が出ましたけど、長野県は、日本で一番老人医療費の少なく、高齢者の就職率が一番高い。その反対が福岡県で医療費は高くて就職率は低い。

こういった例を見ると、県にある程度あるのはわかるのですが、県が創意工夫するためにはある程度権限が要るのだと思うんです。生活保護の話にしても何にしても、地方に渡す権限がないと、なかなか難しいかなというのが正直なところである。

(尾辻臨時議員) 医療計画を都道府県にお願いしていますから、ベッド数なんかは都道府県なんですよ。したがって、医療費というのは、よく言われますけれども、供給すると需要が追いつくという性格もありますから、そうすると、ベッド数が増えれば医療費が上がるという性格を持っている。そのベッド数の医療計画というのは都道府県に決めていただいているということは申し上げておきたいと思います。

(竹中議員) どのような枠組みがつかれるか、ぜひ御提案をしていただけるようお願いを申し上げます。

(本間議員) 奥田議員の発言に関係するんですけども、適正化というのはある理想的な形態があって、それに向かって修正をしていくことである。都道府県の医療費の現実と理想の相違もそうでありまして、世代間の医療費もそういう形になっているわけですね。ケースが確定できれば、それは高齢化と GDP の関係の中で、これも結びつけることは可能でありますし、それとの乖離の中で、どのように医療行政を展開されるかということがわかってくるわけでありまして、ぜひそういうモデル的な部分のところをしっかりと詰めていただきますと、我々との距離が相当埋まってくると考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、医療の高度化の部分、自然増を 1 ページで計算されておられますけれども、これは残差で扱っておるわけでありまして、これが医療費の高度化というぐあいに結びつけられないわけですから、それでしたら、それが適正だということをお前提に議論する話になりますので、ぜひそのトートロジーは若干克服していただきたいというぐあいに思ひますけれども。

(尾辻臨時議員) 私どもが積み上げと言っていますから、積み上げの色々な要素ということで申し上げておるわけでありまして、また更に私どもなりの数字はちゃんと出していきたくて考えております。

(竹中議員) 総理。

(小泉議長) 私もよくわかっているんだけどね、国会の審議になると、どうしても「給付は厚く、負担は軽く」になってしまう。これは、医療関係の個人負担は3割負担が限度でしょう。あとは保険と税金と、中身をどう見直すかというんだけど、中出来高払いと定額払いには、それぞれ良い面と悪い面の両方がある。何でもいい面と両方ある。だから、何かの指標が必要である。医療費が高齢社会でどんどん増えていくのはわかっているんだけど、延命治療とか色々な問題がある。

それから長野県みたいに元気な人が多いところは、予防が効いているのか、食生活がいいのか、仕事をしているのがいいのか色々な医療の考え方がある。何らかの指標が必要である。難しいところだというのはわかっている。よく今の議論を含めて、プライマリーバランスの問題にしても、財政再建の問題にしても、ここが一番問題で、国民の理解の一番難しいところだよ。給付と負担の関係で、それをよろしくお願いします。何らかの管理をしないと、誰だって「給付は厚く、負担は軽く」と言うのだから。税負担は嫌だと言うのだから一番難しいところだけれども、何らかの管理が必要です。

(竹中議員) どうもありがとうございました。それでは、尾辻大臣ありがとうございました。

(厚生労働大臣退室)

○歳出・歳入一体改革について

(竹中議員) それでは、少し時間が押しておりますが、最後の問題、手短かに問題の提起を民間議員からお願いしたいと思います。

(牛尾議員) 今の社会保障の議論で皆さんの意見、また最後の総理のまとめもそのとおりですが、それに尽きるのでありますが、2010年初頭の基礎的財政収支黒字化、要するにプライマリーバランスをなくそうということをやれば、少なくともGDP 4%、22兆円程度の収支差を解消しないと、これは実現できない。22兆円を減らすということになると、先ほどの積み上げの案は、いろんな問題が出てきて非常に認識が難しいんですが、一応原則を立ててみました。この3つの原則を立てて、歳出・歳入の一体改革は、ややはっきりし過ぎていますが、原則を立てないと作業ができない。

その第一は、歳出削減をきちっとやらなければ増税はできない、という大原則。国民の支持は絶対に得られませんよという大原則、「小さな政府」の原則であります。安易に負担増に頼る議論が最近すぐ新聞にも出ますし、しかし、その前に歳出削減、行政改革を徹底して、きちっと国民の理解を得られなければ増税なんかできるものじゃないということを肝に銘ずるべきである。

第二は、そのためには経済活力と財政再建の両立を図る必要がある。要するに、「改革なくして成長なし」ということでは、規制改革、行政改革、国際化対応を大胆に進めて民間活力を最大限に引き出して収入を図る必要がある。経済

が活性化しなければ、こういうことは不可能である。規制改革、行政改革も、既得権との問題があって非常に難しい、また国際化対応もなかなか進まないということではありますが、それを頑張るべきである。

第三の原則は、透明性の原則で、国民に選択肢を提示して、オープンに改革を進めなければ進まない。改革の優先順位は、歳出削減、経済成長による増収であり、それに対応できない場合のみ税負担による引き上げになりますが、これが国民が選択できるように将来の見通しも示さないといけない。だから、社会保障のところで止まっているようでは、とてもではないけど、プライマリーバランスなんてできるものではないということを考える必要がある。

当面の取組みについてであるが、第一に来年度の「改革と展望」をつくる。これは最後の改革のための展望ですから、そのときには、ここに書いてありますように、安易な歳出の増大に18年度からは完全に歯止めをかけないと大変なことになります。そのためにあらかじめ政府の大きさについて目安を設けることが必要である。今日は医療に続いてそういうことが出ましたけれども、あらゆる面にそれを付けないと止まらない。

第二は、社会保障、地方財政、公共投資などの主な歳出については、中期的な目標設定を行い、工程を明らかにしながら改革するべきである。削減するべきである。それで国と地方の双方が車の両輪となって歩調を合わせて納得性のある改革をするしかない。

第三に、財政再建がマクロ経済に与える影響を検証し、分析しながら改革をしなければ経済が活性化を失うと、これはもう大変なことになる。

3つとも当たり前のことだが、それをしなければ、歳出・歳入の一体改革をすることは不可能である。今まで曖昧にやってきたが、小泉改革の最後の1年ですから、こここのところに手を加える必要があるという提案であります。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは、御発言をお願いいたします。

(谷垣議員) いろいろ申し上げたいことがありますが、手短かに申し上げます。

このペーパーにも透明性の原則で、選択肢をもとに幅広く議論すると、こうなっておりますが、財務省としても、この4月から国民との対話を積極的に押し進めて、国民に不安とか不満をできるだけ吸い取りながらやっていこうとしております。それからもう一つ、財制審でも今春の審議が本格的に始まりましたので、これもまた、まとまりましたら諮問会議に御報告いたしますので、これらも十分踏まえながら議論を行っていただきたいと思っております。

資料の冒頭に、プライマリーバランスを回復していくためには22兆円程度のギャップの解消が必要ということでございますが、この収支差が今後の議論の出発点として非常に重要なポイントだと思っておりますが、「改革と展望」における将来の経済の姿は、やや楽観的な前提となっているのではないかと。最近のまた厚生労働省の試算を見ましても、社会保障費の自然体での伸び率は、もう少しよく見ておかなければいけないのではないかと。22兆円よりも増加す

る可能性があるということを前提に考えるべきではないか。

それから 3 原則については、社会保障改革が何といても最大の構造改革といえますか、構造問題でございますので、私としては 3 原則の中に書いていただきたいような気すらするわけです。

それからもう一つは、国と地方の基礎的財政収支が、国が大幅な赤字となって地方は黒字となっている問題。この要因はさまざまですが、交付税など国から地方への財政移転が過大となっているのではないかと。それから国税収入が大幅に不足していることがあるのではないかと。こういった点を踏まえて、国と地方でバランスのとれた財政収支の改善ということに留意する必要があるのではないかと。

駆け足でこれだけ申し上げます。

(竹中議員) 麻生大臣どうぞ。

(麻生議員) 四両 1 ページ目の今後の取組みの中で「中期的な目標設定」の中で地方財政を、社会保障、公務員人件費、公共投資等と書いて、単純に並べている。交付税ということなのだと思うが、交付税というのは地方の固有財源であり、社会保障とか公共投資を含む地方の歳出を賄う財源ですので、他の国の歳出項目と同列に位置づけて、削減目標ということに決める種類のものではないのではないかと。これは何回も申し上げておりますけれども、とてもじゃないという感じがいたしております。

地方財政の大半というのは、国の歳出の見直しが直ちに反映するというのははっきりした話ですので、国がこれらの分野をきちんと改革すれば、地方財政も改革が進むと思っておりますので、単独分と併せまして、これは歩調を合わせて改革をしていくことだと思っております。国と地方の双方が納得できる形で歳出削減に努めることは、政府・与党合意にもあります。

諸外国でも地方財政の赤字は少ないということは何度も申し上げたところだと思いますので、どの国を見ても、国と地方の財政収支は、国の方が赤字でも地方は黒字ということになっている。

当然のごとく国は大きな単一の財政主体であるのに対して、地方は小さい町村まで含めた財政主体の集合体ということが決定的に違っている。いずれにしても、国と地方は歩調を合わせてやっていくべきではないかというのが 1 点です。

もう一点は、最後ですけれども、「22兆円程度の収支差の解消」と資料にあるが、「改革と展望」の参考試算の数字とは違うのではないかと思う。「改革と展望」では、国と地方を合わせたプライマリーバランスは、2012年はプラス0.1%になっていたと思うのですが、こちらの資料ではそうっていない。「改革と展望」の2012年の名目成長率は、3.9%であったが、こちちは2%ということになっている。参考試算とはかなり違っているような気がしますので、少なくとも、外から見たら政府として一つですから、ばらばらの数字が出てくると、どっちの数字だかよくわからないことになるので、ここはきちんと整理されて出された方がよろしいかと存じます。

(本間議員) これは「改革と展望」の前提のもとで単純計算いたしております、

例えば、社会保障の公費負担の名目 GDP 比は、2005 年では 4.4 %、2015 年は 5.7 % になっているわけですが、10 年間で 2012 年で合わせるために 10 分の 7 にしてつないでいる。

その金額の差額を 511 兆円の現在価値に直して、4.6 兆円という形で、この自然増の上に乗せた。按分計算のところでの齟齬が生じているのかもわかりませんが、本質的に同じであるということです。

(麻生議員) 多分、経済成長による税収増というところが、名目成長率以上の伸び分として 1.1 兆円分しかプライマリーバランスの回復に寄与しないと、1.1 兆円しか寄与しないという計算になっているのではないかと。

それから歳出削減の努力とか、改革とかというのはほとんど見込んでいない計算になっているのに対して、「改革と展望」の方はそこらのところはいろいろ計算された上なのかなと。今日いただいた資料ですので、いずれにしても両方の資料で結果が異なると、どちらが本当かということになると思うので、整理した方がよろしいのではないかと。

(本間議員) この問題については、ここは各年次にどのように配分をするかというところで機械的に線形で伸ばして、按分して、その差額を GDP の 511 兆円に掛けるという計算をしておりますので、精査をちょっとしてみたいと思います。誤解のないようにしたいと思います。

(竹中議員) よろしゅうございますでしょうか。

それでは時間も来ておりますので、今日の議論をまとめますけれども、収支ギャップは、数字が独り歩きする可能性がありますので、混乱のないようにすっきりと整理していただいた上で、いずれにしても、GDP 比で約 4 % の収支ギャップを埋めていくための 3 原則については、基本的な方向については合意をいただいたかと思えます。もうちょっと加えるべきという御意見もあるかもしれませんが、この 3 原則は一応基本にさせていただいて、主な歳出分野の議論を今後しっかりと続けていきたいと思います。

総理よろしゅうございますか。

(小泉議長) この 3 原則は総論である。総論はみんな賛成であるが、各論は反対である。展望がないと私のことを批判するけど、この総論を各論に移しているのがこの小泉内閣。郵政民営化だってみんな反対でしょう。道路公団民営化だってやる前はみんな反対だった。社会保障だって、野党は国会で、歳出削減一般論だけで、総論では全部給付を多くしろという。

総論を各論に移してもらわなければならない。この点は、よく私を批判する人も考えてもらいたいよ。野党は、国会は国民の代表だと言っているけど、各論は全部反対だ。これをやっぱりこれからも続けていかなければいけない。

(竹中議員) それではありがとうございました。また次回もよろしくお願い申し上げます。

(以上)